

鹿沼市下水道事業ウォーター P P P 導入検討に関する

第 1 回アンケート調査結果概要

令和 7 年 11 月

鹿沼市下水道課

【アンケートについて】

鹿沼市が導入検討を実施している「下水道ウォーターPPP」について、民間事業者の意見・意向及び事業内容についての考え方を把握することを目的として2025年9月10日（水）から2025年9月25日（木）の期間でアンケートを実施しましたので、本紙において当該結果概要を公表いたします。

【結果概要】

実施要領：鹿沼市ホームページに掲載（Microsoft forms によるオンライン回答）

回答のあった会社数：35 社（市内：19 社、市外：16 社）

・回答のあった企業のうち、43%の企業がウォーターPPP 参画への関心がみられた一方、半数以上が参画判断に慎重であった。

・「現時点では判断が難しい」とした企業のうち、最も多かった回答から順に「採算性」「ノウハウ不足や人材確保等への不安」「導入までのスケジュール」が挙げられる。また、同順位ではないが次点として「瑕疵責任の所在等への不安」、「契約見直しの有無等への不安」が散見された。

・実施処理区としては「黒川処理区」単独での希望が最多、業務パッケージとして今回提示した案で概ね賛同が得られた他方、「行うべき」（運転管理・修繕・更新計画・ストックマネジメント）業務と「除外すべき」業務（近隣調整・住民対応、被災状況把握、二次災害防止）に意見が分かれたところもあった。

・アンケート内でいただいた質問及び意見の回答は別紙参照。

【結果詳細】

鹿沼市「ウォーター PPP」アンケート調査（回答 23 社）の結果について

1. 回答企業の属性

・市内企業：19 社

・市外企業：16 社

・業種（主な選択肢ベース、複数回答含む）

1-1.調査・計画コンサルタント（基本構想、基本計画、実施設計を含む）	3
1-2.測量・地質調査	1
2-1.建設会社（ゼネコン）	10
2-2.専門工事会社（管路工事業、電気設備業、機械設備業等）	5
3-1.維持管理（処理場）	5
3-2.維持管理（ポンプ場）	8
3-3.維持管理（管路）	2
3-4.調査会社（測量、TVカメラ、地質等）	1
4-1.プラントメーカー（浄水場、下水処理場設備全般）	3
4-2.機械メーカー（ポンプ、プロワ、脱水機等）	2
4-3.資材メーカー（管材、マンホール等）	1
4-4.薬品メーカー（凝集剤、消毒等）	2
その他	8

2. 参画意欲

・「関心があり、積極的に参画検討したい」 9 社

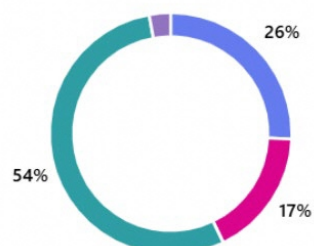
・「関心があり、条件次第では参画したい」 6 社

・「現時点では判断が難しい」 19 社

・「関心がない」 1 社

⇒ “積極的・条件付きで関心あり” は 15/35 社（約 43%）

関心があり、積極的に参画検討したい	9
関心があり、条件次第では参画したい	6
現時点では判断が難しい	19
関心がない	1



3. 参画意欲別の主なコメント・傾向

(1) 積極的／条件付き 15 社

- ・処理区は「黒川処理区のみ」を希望する声が多い
- ・鹿沼市案（処理場・管路双方の事業実施方針）への賛否は
処理場関係者は「賛成」または「どちらでもよい」が多数
管路事業関係者は「現時点では判断が難しい」が多数であった。
- ・除外要望の多い業務
 - 近隣調整・住民対応、被災状況把握、二次災害防止

1. (2) 判断が難しい 19 社

- ・不安要素（自由記述を集計、複数回答）

採算性・受注機会 12 社

ノウハウ／人材不足 16 社

瑕疵責任 12 社

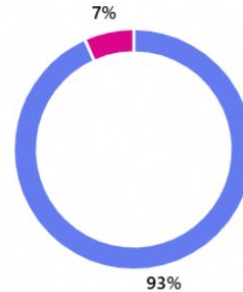
契約見直し有無 8 社

導入時期が早い 12 社

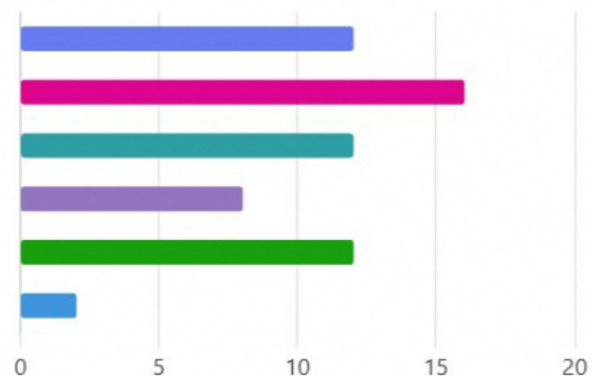
(3) 関心がない 1 社

- ・上記「判断が難しい」層と同様の不安を列挙

● 黒川処理区のみ	14
● 黒川処理区と栗野処理区	1
● 黒川処理区と西沢処理区	0
● 黒川処理区と古峰原処理区	0



● 採算性の確保や受注機会の損失等への不安	12
● ノウハウ不足や人材確保等への不安	16
● 瑕疵責任の所在等への不安	12
● 契約見直しの有無等への不安	8
● 早急な導入開始時期への不安	12
● その他	2

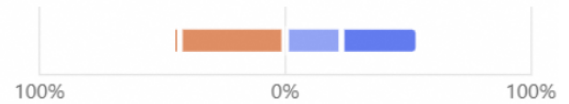


4. 事業開始までに必要とする準備期間

- ・「1 年以内」 1 社
- ・「3 年以内」 15 社
- ・「5 年以内」 8 社

● 1年以内に対応可能 ● 3年以内に対応可能 ● 5年以内に対応可能 ● 5年以上準備がかかる

事業者選定の公募準備期間に



- ・「5 年以上」 11 社

⇒ 半数近く（19/35）が “5 年以内では難しい” と回答

5. 自由記述で上がった主な要望・意見

⇒ 詳細については別紙（【鹿沼市】第1回MS F A Q）をご参照ください

通し No.	質問・意見	回答
1	下水道事業におけるウォーターPPPの導入が、令和9年度以降の污水管改築に係る交付金の要件になるのは、強引な政策ではありませんか？	要件について回答できる立場にありません。
2	地方自治体の事情を無視した一律導入ではありませんか？	要件について回答できる立場にありません。
3	地元の小規模事業者が排除されるのではないですか？	ウォーターPPPでは地元民間事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠と認識しています。必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等により、小規模事業者が排除されないように努めます。
4	制度変更に対応するには5年以上の準備期間が必要です。時間が足りません。	貴重なご意見として承りました。今後の検討の参考とさせていただきます。
5	今回の市場調査は何のために行うのですか？	主に民間事業者等の関心や懸念点等を把握するために行われます。
6	制度の内容や鹿沼市として実施する内容の理解が難しかったです。今後説明会等の制度理解の機会は設けられますか？	貴重なご意見として承りました。ウォーターPPPの先行事例等の内容を踏まえ、今後、公開する情報の充実を図っていきます。なお、ウォーターPPPの内容については、「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0 版（令和7年4月）」を適宜参照いただきますようお願い申し上げます。
7	集中豪雨時のマンホール蓋の浮上や飛散が全国的な課題になっていると聞きますが、鹿沼市ではどのように対応するのでしょうか？平準化を意識した計画的な改築を推進することを強く要望いたします。	予算に限りがあるため、雨天時浸入水対策も含めた全ての対策を一度に行うことは厳しい状況ですが、ウォーターPPPに管路施設が含まれる場合には、計画的な改築も検討対象とします。
8	民間事業者としてこのウォーターPPPや包括事業に参加するメリットはありますか	ウォーターPPP等に参画するメリットは、一般に次のとおりとされています。民間事業者等の皆様がメリットを感じられる内容となるように、必要十分な情報開示に基づく官民対話を行っていく予定です。 ①長期間（複数年）契約による安定的な受注機会 ②共同体（SPCまたはJV）の協力体制を通じた幅広い参画の可能性 ③新技術・ノウハウを活かす場の創出 ④地元企業の参画による地域経済・雇用への波及効果
9	災害・物価上昇・水質変動リスクなどに対して適切な規定を定め、官民での明確なリスク分担についてご検討をお願い致します。	事業を進めるにあたって想定される多様なリスクについては、所掌を明確にするなどして、安心して参画いただけるように配慮してまいります。
10	既存施設の老朽化度合や性能等に起因するリスクを民間側でも把握する必要があると、設備台帳と健全度評価、また、ストックマネジメント計画の内容を提供いただきますようお願い致します。	リスクの判断に必要な情報については可能な限り提供していく予定です。

通し No.	質問・意見	回答
11	現在、官で担っているコストをPSCとするのではなく、今後も官で担い続けた場合に、将来かかると想定されるコストも含めて、適切なPSCの設定をご検討いただければと存じます。	将来かかると想定されるコストも含めた、適切なPSCとなるように検討します。
12	公告から提案書提出まで、十分な期間(希望:12 ヶ月)を設けていただきますようお願い致します。	十分な募集・選定期間を確保できるように配慮します。
13	国内肥料資源活用総合支援事業について、黒川終末処理場で発生する汚泥を肥料資源として農業に利用することを検討されていますが、今回のウォーターPPPの対象業務に含まれるのか、ご教授いただけますでしょうか。また含む場合、事業の詳細について情報開示を希望します。	ウォーターPPPの対象業務に肥料関連事業を含めるか否かは検討中です。含める場合には、必要と考えられる情報を開示するようにします。
14	管理と更新の一体マネジメントを実施するにあたり、対象施設が処理場のみであっても統括管理業務が必要と考えますので、必要な費用としてPSCに計上していただくことを希望します。	統括管理業務についてはご指摘のとおり重要な観点であると認識しております。統括管理業務の費用については、既存事業の事例を踏まえながら、適切なものとなるように検討を進めてまいります。
15	第三者によるモニタリングは、本件事業の運営状況について、受託者によるセルフモニタリング結果及び受託者によるモニタリング結果を基に、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、委託者及び受託者の確認・監視を行うような建付けを希望します。	第三者によるモニタリングを設置する場合には、モニタリング機関が中立的な立場で評価・分析を客観的に行えるような枠組となるように努めます。
16	委託者によるモニタリングと同じ視点で、受託者のみをモニタリングするような場合では、民間のモニタリングに対する事務負担が倍増するだけで、第三者によるモニタリングの意味はなく、また非効率と考えます(専門家によるダブルチェックの意味合いもありますが、そうであれば第三者が委託者に代わってモニタリングを行えば足りるのではないかと考えます)。	第三者によるモニタリングを行うか否かも含め、モニタリングのあり方について検討を重ねてまいります。
17	性能発注において、PI・KPIの記載が少なく文章による定性的な表現が多い傾向にあります。また、性能発注でありながら業務手法や回数の規定、業務体制の拘束規定など、仕様発注又はこれに近い内容が散見され、効率的な手法や活用できる提案に制約があるため、自治体が期待するコスト縮減や品質向上は望めないのが実態です。仕様発注とすべき業務以外は性能発注の考え方が幅広く適用されている契約であることを希望します。	性能発注の趣旨を踏まえ、民間事業者等の創意工夫が生かされるよう、仕様発注とする業務とのバランスについて整理を行ってまいります。
18	今回のアンケート及びヒアリングのみならず、対話の機会をいただけますと幸いです。	民間事業者等の皆様から参画いただくには、情報開示を含めた官民対話が不可欠だと認識しております。今後も情報開示等による対話の機会を設けられるように努めます。
19	昨今、物価上昇リスクが大きいため、事業予算算定から発注（提案書提出時期）までも含めスライドを御考慮いただくか、実態を反映した事業予算への見直しを希望します。	資材費や労務費等の上昇に伴うリスクを局限できるような事業費の算定方法を検討してまいります。
20	要求水準書における曖昧さが残らないよう、複数回の質問回答機会を設けていただくことを希望します。	入札・公募手続きの際には、複数回の質問・回答機会を設けるなどして、官民での要求水準やすり合わせが行えるように配慮いたします。
21	技術提案を評価いただき、単純な価格競争にならないよう、技術点の配分を高く（技術点：価格点＝8：2）していただくとともに、応札価格は最低制限価格を設けたうえで相対評価方式を採用していただくことを希望します。	評価では、技術提案も重視する必要があると認識しております。具体的な評価方法については、今後整理してまいります。
22	民間側の努力が報われると感じられるプロフィットシェア率であれば、積極的な技術提案のインセンティブになると考えます。民間側の新技術や新製品による効率化や省人化等により得られるプロフィットは、新技術の開発投資等を考慮した割合（「民10～9：官0～1」等）としていただくことを希望します。	プロフィットシェアの割合については、民間側のインセンティブが働くようなものとなるよう、今後検討を進めてまいります。
23	契約内容やペナルティ条項を公告前に公表していただきことを希望いたします。	公告前の公表についてはご希望に沿えない場合もあり得ますが、要求水準等が皆様のご理解をいただけるように努めます。
24	地元要件が重すぎると判断されるケースやJV方式として乙型が選択できないケースなども不参加の検討をさせていただく可能性が有ります。	要件等に偏りが生じないよう、配慮してまいります。

通し No.	質問・意見	回答
25	他の官公庁の包括契約において、柔軟な対応が必要な状況や緊急対応事案が起きた際に直接官公庁とのやり取りができず、契約業者の現場不在や本社確認待ち等で手間と時間がかかる事案が増え労力が増した。また計量証明の業務内容上、外的圧力を避けるためにも維持管理とは分離し独立していた方がよいと思われます。	契約形態や役割分担のあり方等については、制度の趣旨、他の地方自治体の事例、ご意見等を参考とし、検討を進めてまいります。